

財務省告示第九十二号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平  
 成十七年四月二十日に発行した利付国債の発行条  
 件等を次のとおり告示する。  
 平成十七年五月十日

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二			
名称及び記	発行の根拠	法律及びそ	の条項及びそ	振替法の適	用等	発行方法	振替単位	額	最低額面金	払込金額	発行行日	発行行価格	利率	初期利子
利付国庫債券（二年）（第二百三十一回）	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第百一号）第十一條第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下	成振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替	機関は日本銀行とする。	日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第二十四條第三項第四号に規定する郵便貯金資	金による引受け	額二千九百一億円	六万八千九百九十九億八千三百九十	五万円	額	平成十七年四月二十日	額面金額百円につき九十九円九	年〇・一パーセント	平成十七年十月二十日を支払期
<p>振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金の整数倍の金額によるものとす。</p>														

十 十 十 十 十  
 七 六 五 四 三  
 払 払 元 償 償 後 第  
 込 場 利 還 還 の 二  
 期 所 金 金 期 利 期  
 日 支 額 限 子 以

平 日 額 平 利 て を 毎  
 成 本 面 成 子 ` 支 年  
 十 銀 金 十 を そ 支 四  
 七 行 額 九 支 の 日 月  
 年 百 年 四 払 日 以 二  
 四 円 月 四 う 前 ` 十  
 月 につ 月 二 六 各 及  
 二 百 二 十 月 月 支 び  
 十 円 十 日 間 に 期 十  
 日 百 日 属 す お 日

$$\frac{\text{簿面金額} \times 0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

す 次 そ が 金 と  
 る 号 の 銀 額 し  
 期 及 翌 行 を `  
 日 び 営 休 支 次  
 に 第 業 業 払 の  
 つ 十 日 に 日 ° 算  
 い 四 に 支 当 た 式  
 て 号 払 たら だ により  
 同 にお とう とき 算  
 じ いて 以下 は 支 出  
 。 規 定 ` ` 払 した